

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
不利益処分の種類	都道府県指導センターの指定取消	根拠条項	第57条の8
処 分 基 準	<p>生活衛生営業指導センターが改善命令に違反したとき、知事は法第57条の3第1項の規定によるその指定を取り消すことができる。</p>		
対応区分	① 聴聞の実施（公開） ② 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課 交付機関
			生活衛生課
			目次 NO